

加西市分別収集計画 〔第10期〕

令和5年4月
(令和4年9月策定)

目 次

1	計画策定の意義	1 ページ
2	基本的方向	1 ページ
3	計画期間	1 ページ
4	対象品目	2 ページ
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み	2 ページ
6	容器包装廃棄物排出の抑制を促進するための方針に関する事項	3 ページ
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3 ページ
8	各年度における容器包装廃棄物の分別収集見込み量	4 ページ
9	各年度における容器包装廃棄物の分別収集見込み量の算定方法	5 ページ
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5 ページ
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6 ページ
12	その他容器包装廃棄物分別収集の実施に関し重要な事項	6 ページ

加西市分別収集計画

令和5年4月1日

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境を創造するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられてきた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

このような状況の中『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律』（以下「容リ法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物のうち大きな割合を占める容器包装廃棄物（環境省令で定める分別基準適合物）の再資源化を推進するため、分別収集計画を定める。また、平成18年6月に成立・公布された改正容リ法に基づき、リサイクルより優先される発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）を更に推進し、焼却処理に伴うCO²の排出削減、最終処分量（埋立処分）の減量化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 循環型社会の構築に向け容器包装廃棄物の発生抑制、再利用リサイクルを基本とした地域社会づくりを推進する。
- ② 消費者、事業者、行政すべての関係者が一体となった取組みにより、自然環境への負荷軽減を図る。
- ③ ごみの資源化・減量化による廃棄物処理施設ならびに最終処分場の延命化を図る。
- ④ レジ袋や過剰包装の抑制を小売事業者等と協定し、より一層の削減に努める。
- ⑤ リサイクルしやすい素材への転換。再商品化の促進による資源の有効活用を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年（中間目標年次）ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出見込み（法第8条第2項第1号）

市町		加 西 市		(単位：t)			
容器包装廃棄物の種類		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	排出量算定根拠
缶	スチール缶	100.6	99.3	97.9	96.6	95.3	原単位(6.6g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
	アルミ缶	103.7	102.3	100.9	99.6	98.2	原単位(6.8g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
計		204.3	201.6	198.8	196.2	193.5	
ビン	無色ビン	109.8	108.3	106.8	105.4	104.0	原単位(7.2g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
	茶色ビン	117.4	115.8	114.3	112.7	111.2	原単位(7.7g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
	その他ビン	32.0	31.6	31.2	30.7	30.3	原単位(2.1g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
計		259.2	255.7	252.3	248.8	245.5	
紙パック		39.6	39.1	38.6	38.1	37.6	原単位(2.6g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
段ボール		234.8	231.6	228.5	225.5	222.4	原単位(15.4g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
その他紙製容器包装		204.3	201.5	198.8	196.2	193.5	原単位(13.4g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
主としてポリエチレンテ レフターレート製の容器 であって飲料または醤油 等を補填するためのもの		112.8	111.3	109.8	108.3	106.9	原単位(7.4g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
主としてプラスチック製 の容器包装であって上記 以外のもの		358.3	353.5	348.7	344.0	339.4	原単位(23.5g)×推 計人口×365 日÷ 1,000,000
(うち白色トレイ)		15.2	15.0	14.8	14.6	14.4	原単位(1g)×推計 人口×365 日÷ 1,000,000
計		949.8	937.0	924.4	912.1	899.8	
総合計		1413.3	1394.3	1375.5	1357.1	1338.8	
人口予測値 (人)		41,767	41,207	40,655	40,110	39,573	人口推計は「兵庫県 の人口と統計」の北 播磨△1.34%で算出 する。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方針に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本を活用した環境教育、学校給食における容器包装ごみの減量や、ごみ処理施設・リサイクル施設の見学会などあらゆる機会を活用し市民、事業者に対して、ごみ排出量の削減、最終処分場の埋立量の削減、ごみ処理に要する経費等、ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。また、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する環境教育啓発活動に積極的に取り組む。

② 販売包装（レジ袋）の有料化、買物袋持参の徹底

レジ袋の有料化が開始され、環境への意識の変化を促す中で、繰り返し使用が可能な買物袋（マイバック運動）持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケットや小売店等での容器包装の使用の合理化を行う。

③ 再生原材料を使用した容器の利用促進

リターナブル容器、たとえばビール瓶・一升瓶等の再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用や販売の促進を行う。また、リターナブル容器入り製品の優先的な製造、販売、購入、消費、適切な分別排出、回収、再使用を啓発していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び市民の協力度、加西市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を次表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	金属類（缶）
主としてアルミ製の容器	
主として無色のガラス製容器	ガラスびん
主として茶色のガラス製容器	
その他の色のガラス容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ （上記以外の燃えるごみ）

8. 各年度における容器包装廃棄物分の分別収集見込み量（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	78.9		77.9		76.8		75.8		74.8	
主としてアルミ製の容器	60.8		60.0		59.2		58.4		57.6	
無色のガラス製容器	(合計) 89.4		(合計) 88.2		(合計) 87.1		(合計) 85.9		(合計) 84.7	
	引渡	独自処理 89.4	引渡	独自処理 88.2	引渡	独自処理 87.1	引渡	独自処理 85.9	引渡	独自処理 84.7
茶色のガラス製容器	(合計) 84.9		(合計) 83.8		(合計) 82.6		(合計) 81.5		(合計) 80.4	
	引渡	独自処理 84.9	引渡	独自処理 83.8	引渡	独自処理 82.6	引渡	独自処理 81.5	引渡	独自処理 80.4
その他のガラス製容器	(合計) 30.9		(合計) 30.5		(合計) 30.1		(合計) 29.7		(合計) 29.3	
	引渡	独自処理 30.9	引渡	独自処理 30.5	引渡	独自処理 30.1	引渡	独自処理 29.7	引渡	独自処理 29.3
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く）	15.8		15.6		15.4		15.2		15.0	

主として段ボール製容器	108.9		107.4		106.0		104.6		103.2	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3		(合計) 1.3	
	引渡	独自処理量 1.3	引渡	独自処理量 1.3	引渡	独自処理量 1.3	引渡	独自処理量 1.3	引渡	独自処理量 1.3
主としてポリエチレンテレフターレ（PET）製の容器であって飲料又は醤油、その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 92.0		(合計) 90.7		(合計) 89.5		(合計) 88.3		(合計) 87.1	
	引渡	独自処理量 92.0	引渡	独自処理量 90.7	引渡	独自処理量 89.5	引渡	独自処理量 88.3	引渡	独自処理量 87.1
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 13.8		(合計) 13.6		(合計) 13.5		(合計) 13.3		(合計) 13.1	
	引渡	独自処理量 13.8	引渡	独自処理量 13.6	引渡	独自処理量 13.5	引渡	独自処理量 13.3	引渡	独自処理量 13.1
	(合計) 11.8		(合計) 11.6		(合計) 11.5		(合計) 11.3		(合計) 11.2	
	引渡	独自処理量 11.8	引渡	独自処理量 11.6	引渡	独自処理量 11.5	引渡	独自処理量 11.3	引渡	独自処理量 11.2

9. 各年度における容器包装廃棄物分の別収集見込量の算定方法（法第8条第2項4号）

※ 直近年度収集量実績に基づき算定する。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、小中学校PTAや自治会等による集団回収が進んでいる雑紙・段ボール・紙パックについては、引続きこれら団体が分別収集を実施する。

分別収集の方法

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		金属類（缶）		委託業者による定期収集、住民団体による集団回収	民間業者
主としてアルミ製の容器					
主としてガラス製の容器	無色	びん類	無色	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色		茶色		
	その他		その他		
主として飲料用紙製容器包装		資源ごみ		委託業者による定期収集	市

主として段ボール製の容器	集団回収 クリーンセンター 持込分	住民団体による集団回収・ク リーンセンター内分別収集	民間業者 市
主として PET 製容器	資源ごみ	委託業者による定期収集	市
主としてその他プラスチック 製容器 (トレイ・発泡スチロール)	資源ごみ	委託業者による定期収集	市

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

紙パック、ペットボトル、発泡スチロール・トレイについては、平成12年度より供用を開始しているリサイクルセンターで選別、圧縮減容保管する。

分別収集の施設の整備に関する事項

容器包装廃棄物の種類			収集に係る分別の区分		収集容器	収集車両	中間処理
缶	スチール缶		資源ごみ		袋	2トン ダンプ車	民間業者
	アルミ缶						
びん	ガラス容器	無色	びん類	無色	ドラム缶	多室型分別 収集車	民間業者 (破碎・再商品化)
		茶色		茶色			
		その他		その他			
紙	飲料用紙製容器包装		資源ごみ		結束	2トン ダンプ車	リサイクルセンター (選別・保管)
	段ボール		クリーンセンター 持込分		ヤード	—	民間業者
プラス チック	PETボトル		資源ごみ		袋	2トン ダンプ車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
	その他プラスチック (トレイ・発泡スチロール)		資源ごみ		袋	2トン ダンプ車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

その他プラスチック製容器包装の分別収集については、費用対効果を考慮しながら検討を行っていきます。